

## ○可茂衛生施設利用組合退職手当審査会規則

平成 22 年 4 月 1 日  
可茂衛生施設利用組合規則第 3 号

(目的)

第 1 条 岐阜県市町村職員退職手当組合条例（昭和 36 年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第 3 号）第 16 条の 6 第 6 項の規定に基づき、可茂衛生施設利用組合退職手当審査会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項を定める。

(掌握事務)

第 2 条 審査会は、条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 3 人で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験のある者のうちから必要の都度、管理者が任命する。

2 委員は、諮問に係る審査が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第 5 条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任命後の最初の会議は管理者が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、総務課総務係において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。